

令和 3 年 度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

平素は、本市税務行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、償却資産（土地や家屋以外の事業用資産）については、毎年1月1日現在の所有状況を申告していただくこととなっております。

つきましては、申告関係書類を同封いたしましたので、この「申告の手引き」をご参照いただき、申告書を作成のうえ、下記提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。



松原市マスコットキャラクター

マッキー

提出期限

令和3年2月1日（月）

償却資産の申告書の提出期限は令和3年2月1日（月）ですが、期限間近になりますと窓口が混雑しますので、なるべくお早めにご提出くださいますようお願いいたします。

- ※ 直近の『減価償却内訳明細書又は減価償却費の計算書の写し』を添付してください。
- ※ 平成18年度税制改正により国税資料の閲覧が法定化されました。
- ※ 申告書を郵送される場合のご注意

申告書を郵送される場合で控えの返送を希望される方は、必ず返信用封筒（切手貼付・あて先記載）を同封してください。

償却資産の申告はインターネットでも簡単にできます。

詳しくはeLTAX(エルタックス)ホームページをご覧ください。

「<http://www.eltax.jp/>」

- ※ 申告書の提出・お問い合わせ

松原市 課税課 固定資産税係

住所 松原市阿保1丁目1番1号 電話 072(334)1550(内線 2210) FAX 072(337)3006

松原市ホームページ <http://www.city.matsubara.osaka.jp/>

松 原 市

《目 次》

頁

I 償却資産とは

- 1 償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 償却資産の主な業種別具体例・・・・・・・・・・・・ 1

II 償却資産の申告について

- 1 申告していただく方は・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 提出していただく書類は・・・・・・・・・・・・ 2
 - (1) はじめて申告をされる方
 - (2) 前年度までに申告をされた方
 - (3) 電算処理により全資産申告をされる場合
 - (4) 該当する資産のない方
- 3 申告の対象となる資産・・・・・・・・・・・・ 3
 - (1) 申告の対象となる資産
 - (2) 申告対象外のもの
- 4 提出期限・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 実地調査等のお願い・・・・・・・・・・・・ 4
- 6 過年度への遡及について・・・・・・・・・・・・ 4

III 申告における留意点

- 1 資産の種類と主な償却資産・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 少額の減価償却資産の取扱いについて・・・・・・・・ 5
- 3 国税との主な違い・・・・・・・・・・・・ 6
- 4 リース資産の取り扱いについて・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 建築設備の家屋と償却資産との区分について・・・・ 7
- 6 賃借人（テナント）が施工した内装等について・・・・ 7
- 7 太陽光発電設備について・・・・・・・・・・・・ 8
- 8 課税標準の特例について・・・・・・・・・・・・ 8
 - (1) 新設・変更等・・・・・・・・・・・・ 9
 - (2) 特例対象設備一覧表・・・・・・・・・・・・ 10

IV 償却資産の評価から納税まで

- 1 固定資産税における償却資産の評価方法・・・・・・・・ 11
- 2 評価額の算定方法・・・・・・・・・・・・ 11
- 3 閲覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 納税義務者・課税標準額・免税点・税額・納期について 11
- 5 税制改正による耐用年数変更（耐用年数省令の一部改正）について 12

《目 次》

頁

V 提出書類の記載例

- 1 申告書等の記載例、マイナンバーについて、申告書等の発送について・・・12
 - ・償却資産申告書 記載例 ①
 - ・種類別明細書（増加資産・全資産用） 記載例 ②
 - ・種類別明細書（減少資産用） 記載例 ③
 - ・マイナンバーの記載と確認書類について
 - ・償却資産申告書等の発送について

I 償却資産とは

1 償却資産とは

会社や個人で工場・商店などを経営している方、駐車場・アパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いることができる構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・漁業権・特許権などのような無形固定資産、自動車税の課税対象となっている自動車及び軽自動車税の課税対象となる軽自動車などは課税の対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

2 償却資産の主な業種別具体例

償却資産の対象となる主な資産を業種別に例示しますと、次の表に掲げるとおりです。

各業種に共通する償却資産	駐車場設備、受変電設備、舗装路面、庭園、門、塀、橋、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、パソコン、LAN 設備、コピー機、レジスター、金庫等
業 種 名	主な償却資産の内容
料 理 ・ 飲 食 店 業	テーブル、椅子、厨房設備、レジスター、冷凍庫、冷蔵庫、その他
理 容 ・ 美 容 業	理容・美容椅子、応接セット、消毒殺菌機、タオル蒸器、パーマ器、レジスター、サインポール、湯沸かし器、その他
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、給排水設備、レジスター、その他
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、冷蔵庫、自動販売機、看板、POS システム、その他
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、大型特殊自動車、フォークリフト、発電機設備、その他
自 動 車 修 理 業	旋盤、プレス、圧縮機、測定工具、検査工具、舗装路面、溶接機、その他
金 属 加 工 業	受変電設備、旋盤、ボール盤、フライス盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具、その他
医 (歯) 業	ベッド、手術台、心電計、CT スキャン、レントゲン機器、歯科診療ユニット、手術機器、ファイバースコープ、消毒殺菌用機器、調剤機器、その他
不 動 産 貸 付 業	コンクリート造の塀、フェンス、コンクリート敷舗装路面、アスファルト敷舗装路面、立体駐車場のターンテーブル及び機械部分、植込み、集合郵便受け、その他
娯 楽 業	パチンコ機、ゲーム機、ボーリング場用レーン設備、ゴルフ練習用ネット設備、自動販売機、その他

(注1) 家屋の所有者と異なる方(賃借人)が内装等を施工された場合は、内装・設備一式等が償却資産に該当します。

(注2) 自己所有の建物を通常の維持管理の必要から改修された場合は、償却資産としての申告の必要はありません。

Ⅱ 償却資産の申告について

1. 申告していただく方は

令和3年1月1日現在償却資産を所有されている方です。なお、次の方も申告が必要です。

- ① 償却資産を他に賃貸している方
- ② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方
- ③ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
(所有権移転リースの場合も同様の考え方により原則として借主の方)
- ④ 償却資産の所有者が分からない場合、使用されている方
- ⑤ 償却資産を共有されている方

※各々の持分に応じて個々に申告されるのではなく、共有者全員の連名でご申告下さい。
(例：松原 太郎 外1名)

2. 提出していただく書類は

(1) はじめて申告をされる方・・・全資産を申告してください。

対 象 者	① 令和2年中に松原市内で新たに事業所を開設された方 (リース資産等を設置された方も含みます。) ② 今回、はじめて償却資産申告用紙が送られてきた方 ③ ①、②以外で、松原市より全資産申告をお願いした方
対象となる資産	令和3年1月1日現在で、松原市内に所有し、事業の用に供することができる全償却資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用)
そ の 他	償却資産の多少にかかわらず、必ず申告をお願いします

(2) 前年度までに申告をされた方・・・資産の増加又は減少を申告してください。

対 象 者	前年(令和2年度)までに申告をされた方
対象となる資産	令和2年1月2日から令和3年1月1日までの増加及び減少資産
提出する申告用紙	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書(増加資産・全資産用) ③ 種類別明細書(減少資産用)
そ の 他	償却資産に増減がない場合でも、必ず申告をお願いします。 その際、申告書備考欄に「増減なし」と記載してください。

※申告内容を確認するため、申告書の提出時に資産内容の分かる書類「国税申告書の添付資料(減価償却内訳明細書・または減価償却費の計算書)の写し」もあわせて提出いただきますようお願いいたします。

(3) 電算処理により全資産申告をされる場合

対 象 者	次に示す要件全てを満たすことができる方。 ① 総務省令で定める様式により、記載事項の全てを記載してください。 ② 全資産についての賦課期日現在の評価額の記載。 ③ 「全資産」「増加及び減少資産」の明細の添付。
申告する内容	賦課期日現在に所有する全償却資産についての評価額（耐用年数の変更を行う資産については、「取得価額を基礎とする方法」による算出はできません。「前年度評価額を基礎とする方法」により算出してください。）
提出する書類	① 償却資産申告書 ② 種類別明細書（増加資産・全資産用、減少資産用） ③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準額を記載してください。（特例ごとの集計表もあわせて提出くださいますよう、ご協力をお願いします。）

(4) 該当する資産のない方

廃業、解散、休業、移転等、あるいは事業用の償却資産を所有していない方は、償却資産申告書右下18の備考欄に該当する事由を記載してください。

3 申告の対象となる資産

(1) 申告の対象となる資産

令和3年1月1日現在において事業の用に供することができる資産です。また、次に掲げる資産も申告が必要です。

- ① 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
- ② 建設仮勘定で経理されている資産及び簿外資産
- ③ 遊休資産（いつでも稼働できる状態にある資産）
- ④ 未稼働資産（未だに稼働していないが、すでに完成している資産）
- ⑤ 改良費（資本的支出＝新たに資産の取得とみなし、本体と独立して取扱います。）
- ⑥ 福利厚生のに供するもの（社宅、宿舍、寮等の器具備品、構築物等）
- ⑦ 使用可能な期間が1年未満又は取得価額が20万円未満の償却資産であっても個別に減価償却しているもの
- ⑧ 租税特別措置法の規定を適用し、即時償却等をしているもの
(例) 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
- ⑨ 清算中の法人が所有する償却資産のうち、その法人が自ら清算事務の用に供しているもの及び他の事業者が事業用資産として貸し付けているもの

(2) 申告対象外のもの

次のような資産は課税の対象になりませんので、申告の必要はありません。

- ① 自動車税・軽自動車税の対象となるもの（例：小型フォークリフト）
- ② 生物（ただし、鑑賞・興行等に使用する場合は申告の対象です。）
- ③ 無形固定資産（特許権・商標権・営業権・ソフトウェア等）
- ④ 繰延資産（開業費等）
- ⑤ 書画・骨とう（ただし、複製・イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは申告の対象です。）
- ⑥ 法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価格が20万円未満のもの

4 提出期限・・・令和3年2月1日（月）

期限間近になりますと窓口が混雑しますので、なるべくお早めの提出をお願いします。

5 実地調査等のお願い

松原市では申告内容を確認するために地方税法第408条の規定に基づき、調査を行っております。国税申告書添付書類（減価償却内訳・明細書（写）、又は減価償却費の計算書（写））等の提出をお願いすることや、償却資産の調査に伺うこと等がありますので、その際はご協力をお願いします。

6 過年度への遡及について

申告もれ等の場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5第5項の規定により、最大5年を限度とします。

Ⅲ 申告における留意点

1 資産の種類と主な償却資産

資産の種類		主な償却資産の例示
1 構築物	構築物	ネオンサイン、屋上看板等の広告設備、舗装路面（駐車場舗装）、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、橋、軌道、貯水池、煙突その他土地に定着する土木設備等
	建物附属設備	受変電設備、給排水設備、内装・内部造作等のうち固定資産税について家屋として取り扱わなかったもの 賃借人がその事業のために取り付けた内装、造作、建築設備等については、賃借人の償却資産として取り扱います。
2 機械及び装置		工作機器、木工機器、印刷機械、土木建設機械、食品製造加工設備、その他各種製造設備等の機械及び装置等
3 船舶		貨物船、客船、ボート等
4 航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5 車両及び運搬具		電車、貨車、自動車登録規則の分類番号 0、00～09、000～099 及び 9、90～99、900～999 までの大型特殊自動車等 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となる資産は入りません。
6 工具、器具及び備品		パソコン、陳列ケース、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、エアコン、応接セット等の家具、ビデオ、カラオケ等音響機器、自動販売機等

2 少額の減価償却資産の取扱いについて

国税の取扱い 〔法人税・所得税〕	地方税の取扱い 〔固定資産税（償却資産）〕
使用可能期間が1年未満又は取得価額が10万円未満のものは、一時に損金（必要な経費）に参入可能	一時に損金（必要な経費）に算入されたものは課税対象となりません。
当該法人等の有する減価償却資産（取得価額が20万円未満）を一括して、3年間で損金（必要な経費）に算入可能。（「一括償却」）	「一括償却」の対象とされたものは課税対象となりません。
個別に資産として計上し、減価償却の対象としている場合。（「個別償却」）	課税対象となります。
中小企業者等の取得価額30万円未満の減価償却資産に対する特例制度（租税特別措置法第28条の2、第67条の5）により損金算入または必要経費（即時償却）の場合	課税対象となります。

3 国税との主な違い

国税と比較すると、主な違いとして次のようなものがあります。

項目	国税の取扱い 〔法人税・所得税〕	地方税の取扱い 〔固定資産税（償却資産）〕
償却計算の期間	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価（償却）の方法	建物以外の一般の資産は、定率法・定額法の選択制度	一般の資産は定率法を適用
前年中の新規取得資産	月割償却	<u>半年償却（1／2）</u>
圧縮記帳の制度（注）	認められます	<u>認められません</u>
特別償却・割増償却 （租税特別措置法）	認められます	<u>認められません</u>
増加償却 （所得税、法人税）	認められます	認められます {増加償却の届出書（写）等}
耐用年数の短縮	認められます	認められます {耐用年数の短縮の承認通知書（写）}
評価額の最低限度 （償却可能限度額）	備忘価額（1円）まで	<u>取得価額の5／100</u>
改良費（資本的支出）	原則区分、一部合算も可	<u>区分評価</u>
中小企業者等の少額資産の損金 算入の特例（租税特別措置法）	原則区分、一部合算も可	<u>区分評価</u>

（注）固定資産税の取扱いでは圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、申告書作成の際、圧縮前の取得価額を記載してください。

4 リース資産の取り扱いについて

平成19年度税制改正により、税務会計（法人税・所得税）上、平成20年4月1日以降に契約を締結した所有権移転外ファイナンス・リース取引については、売買取引とみなされ、賃借人の資産として計上することとなりました。

償却資産（固定資産税）につきましても、従来どおり、リースに供されている資産の申告義務は、原則として、資産の所有者であるリース会社にあります。ただし、それが実質的に割賦販売であると認められる場合（リース期間終了後に譲渡されることになっている場合など）の実質的に「所有権留保付割賦販売」である時（所有権移転リース契約に係る資産といいます。）は、ユーザー（買主）が申告を行う必要があります。

※ 平成20年4月1日以降に契約を締結したリース資産で、取得価格が20万円未満の資産は償却資産の範囲から除外されるため、申告の必要はありません。

5 建築設備の家屋と償却資産との区分について

事業の用に供する自己の家屋に施した建築設備のうち、家屋の所有者が所有するもので、家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって効用を發揮し、家屋自体の効用を高めるものについては、家屋として取り扱いますが、それ以外については償却資産として取扱われます。

(注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。また、賃借家屋の設備、生産又は業務用の設備等については、取扱いが異なる場合があります。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備（配線等を含む。）	
太陽光発電設備	※「7 太陽光発電設備について」をご参照ください。	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線
火災報知装置	屋外の装置（配線を含む。）	屋内の装置（配線を含む。）
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル・消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置（配線含む。）	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備（配管を含む。）屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体となっている設備
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる（百貨店、旅館、飲食店、病院等）サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、水直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

6 賃借人（テナント）が施工した内装等について

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方（テナントといいます）が、ご自分の費用で内装や電気・ガスその他の設備一式を、施工されている場合、それらの資産については、テナントの方の償却資産として申告していただくことになります。

具体的には次のようなものがあります。

- 1 内 装－天井・床・内部・外部仕上げ・建具・間仕切り・その他の工事
- 2 附帯設備－電気・ガス・給排水・衛生・空調・運搬設備・その他の設備

7 太陽光発電設備について

事業の用に供する太陽光発電設備については償却資産に該当し、固定資産税の課税対象となる場合があります。以下の表をご参考に、所有されている太陽光発電設備の設置状況を確認してください。課税対象となる場合は、償却資産として申告していただくことになります。

また、所有されている太陽光発電設備が課税の対象となった場合、その規模によっては課税標準額を一定期間減らすことができる場合があります。『8 課税標準の特例について』をご参考に申請をお願いします。

太陽光パネルの設置方法	太陽光発電設備					
	太陽光パネル	架台	接続ユニット	パワーコンディショナー	表示ユニット	電力量計等
家屋に一体の建材（屋根材など）として設置	家屋	家屋	償却	償却	償却	償却
架台に乗せて屋根に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却
家屋以外の場所（地上や家屋の要件を満たしていない構築物など）に設置	償却	償却	償却	償却	償却	償却

※家屋・・・家屋として評価の対象となります。償却資産としての申告は不要です。

※償却・・・償却資産に該当します。償却資産として申告が必要です。

8 課税標準の特例について

地方税法第349条の3、同法附則第15条の規定に基づき、特定の構築物や公害防止設備等には、課税標準の特例が適用されます。該当する資産を所有されている方は、「償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書」に必要事項を記入し、添付書類とともにご提出ください。

(1) 新設・変更等

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した中小事業者等の所有する対象資産に係る令和3年度固定資産税及び都市計画税を1年度分に限り軽減します。

対象者

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

対象資産

- ・ 償却資産
- ・ 事業用家屋

要件および軽減割合

令和2年2月～10月までの任意の連続する 3か月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上	全額
30%以上50%未満	1/2

手続き等

申請書様式に必要事項を記入の上、認定経営革新等支援機関等の確認を受けたのち、確認の際に添付した書類一式(写し可)を添えてご提出ください。申請書様式については、市のホームページに掲載および窓口にて配布しています。例年の償却資産申告書と併せてご提出ください。

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、従来の生産性向上特別措置法に基づく固定資産税の特例措置の対象を拡充します。

対象者

- ・ 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
- ・ 資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ・ 常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

拡充に伴う変更点

- ・ 現行の対象資産(機械及び装置、器具及び備品、工具、建物付属設備)に、事業用家屋と構築物を追加
- ・ 生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限が平茂30年度～令和2年度だったものを令和4年度までの2年間に限り延長

要件および軽減割合

下記の要件を満たすものについては、固定資産税の課税標準額をゼロ(0)とします。

生産性向上特別措置法における先端設備等導入計画の認定を受けた次の設備	
事業用家屋	取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの
構築物	旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの

(2) 特例対象設備一覧表(一部抜粋)

※課税標準の特例内容は地方税法改正に伴い変更される場合がございます。ご不明な点があれば担当課までお問い合わせください。

種類	取得時期	適用期間	率	添付書類
再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力)	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	3年間	2/3 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書 ※1 下記、用途に応じたいずれかの資料 太陽光の場合…再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けたことが確認できる書類 風力の場合…経済産業省が発行する認定通知書の写し
再生可能エネルギー発電設備(水力、地熱、バイオマス)	令和2年4月1日から 令和4年3月31日まで	3年間	1/2 ※2	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書 ※1 経済産業省が発行する認定通知書の写し
中小企業者等が新規取得した松原市の導入促進基本計画に適合し、当市の認定を受けた先端設備等導入計画に記載された一定の機械・装置等	平成30年6月6日から 令和4年3月31日まで	3年間	課税標準額をゼロとする	<ul style="list-style-type: none"> 償却資産にかかる課税標準の特例適用申請書 ※1 先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し 先端設備等導入計画(別紙)の写し 先端設備等導入計画に係る認定書の写し 工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し

※1 特例適用申請書については、市のホームページに掲載および窓口にて配布しています。

※2 再生可能エネルギーは規模により特例率が異なります。詳しくは固定資産税係までお問い合わせください。

IV 償却資産の評価から納税まで

1 固定資産税における償却資産の評価方法

申告していただいた資産を1件ずつ計算し、資産の評価額を算出します。
 資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして評価額を算出します。

2 評価額の算定方法

① 前年中に取得の資産	評価額＝取得価額×(1－耐用年数に応ずる減価率／2) (初年度については、一律に半年償却を行います)
② 前年前に取得した資産	評価額＝前年度の評価額×(1－耐用年数に応ずる減価率) 以後、毎年この方法により計算し、取得価額の5%まで減価します。

<p>【計算例】 取得価額 2,000,000 円 取得時期 平成 18 年 4 月 改正前の耐用年数 12 年 (減価率 0.175)、改正後の耐用年数 9 年 (減価率 0.226) の資産の場合 (減価率は P.12 「減価残存率表」を参照)</p>	
平成 19 年度	$2,000,000 \times (1 - 0.175 \div 2) = 1,824,000$ 円
平成 20 年度	$1,824,000 \times (1 - 0.175) = 1,504,800$ 円
平成 21 年度	$1,504,800 \times (1 - 0.226) = 1,164,715$ 円
平成 22 年度	$1,164,715 \times (1 - 0.226) = 901,489$ 円
・	
・	
・	
・	
令和 2 年度	$89,871 \times (1 - 0.226) = 69,560$ 円
令和 3 年度	$69,560 \times (1 - 0.226) = 53,839$ 円 < 100,000 円 → 100,000 円
<p>※平成 19、20 年度の評価額は改正前の耐用年数の減価率により計算し、平成 21 年度以降の評価額は、改正後の耐用年数の減価率により計算します。 ※令和 3 年度で取得価額の 5% (100,000 円) より小さくなりますので、以降は 100,000 円で評価されます。</p>	

3 閲覧

償却資産の納税義務者(その代理人)は、償却資産課税台帳の閲覧により、課税内容等の確認が可能です。

4 納税義務者・課税標準額・免税点・税額・納期について

区 分	説 明
納 税 義 務 者	賦課期日(1月1日)現在における償却資産の所有者を言います。
課 税 標 準 額	賦課期日現在における全資産の決定価格の合計額が、課税標準額となります。
免 税 点	全ての償却資産の課税標準の合計額が150万円未満のときは課税されません。 ただし、150万円未満であっても申告は必要です。
税 率 ・ 税 額	税率は 100 分の 1.4 です。課税標準額税額の計算方法は下記のとおりです。 【計算例】 課税標準額 8,235,638 円の場合 $8,235,000$ 円 (8,235,638 円) $\times 1.4/100 = \underline{115,200}$ 円 (115,290 円) (課税標準額 1000 円未満切捨て) (税額 100 円未満切捨て)
納 期	年税額は4回の納期(5月、7月、9月、11月)に分けて納めていただくことになります。 ※ 具体的な納期は、固定資産税納税通知書でお知らせします。

5 税制改正による耐用年数変更（耐用年数省令の一部改正）について

平成20年度の税制改正において、耐用年数省令の一部改正が行われ、減価償却資産の耐用年数表が大幅に変更され、特に機械及び装置については390区分を55区分へ見直す全面改正が行われました。このため、固定資産税（償却資産）においては、決算期等に関わりなく、既存分を含めて平成21年度から改正後の耐用年数が適用となります。したがって、増加事由が申告漏れ、移動で取得年月が平成19年12月以前の資産の場合は、「適用」欄等に事由と改正前の耐用年数を記載してください。（例：「H20.5 移動、改正前5」）

（参考）

〔減価残存率表〕

耐用年数	減価率 (=r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (=r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (=r)	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1-r/2	1-r			1-r/2	1-r			1-r/2	1-r
2	0.684	0.658	0.316	10	0.206	0.897	0.794	18	0.120	0.940	0.880
3	0.536	0.732	0.464	11	0.189	0.905	0.811	19	0.114	0.943	0.886
4	0.438	0.781	0.562	12	0.175	0.912	0.825	20	0.109	0.945	0.891
5	0.369	0.815	0.631	13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	14	0.152	0.924	0.848	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	15	0.142	0.929	0.858	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	16	0.134	0.933	0.866	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	17	0.127	0.936	0.873	50	0.045	0.977	0.955

耐用年数については、総務省の法令データ提供システムから「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」で検索できます。<http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi>

V 提出書類の記載方法

1. 償却資産申告書等の記載例

償却資産申告の際にご使用いただく様式は、法施行規則第26号様式によるものと定められています。

申告の際には、同様式による「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」、「種類別明細書（増加資産、全資産用）」、「種類別明細書（減少資産用）」の3種類を1組として提出していただくこととなります。申告書用紙は、それぞれ2枚複写となっていますので直接にご記載いただけます。また、記載例を添付していますのでご記載の際には参考にして下さい。

本市より送付された申告書用紙を使用せず、申告者自身の電算処理により申告される場合も、上記所定の様式による申告書、種類別明細書の打ち出し可能なものにより申告してください。

※平成28年度よりいわゆるマイナンバー法の施行による様式改正があり、平成28年1月1日以後に行われる申告から適用されます。

つきましては、償却資産申告書（第26号様式）に個人番号又は法人番号の記載をお願いします。記載方法については、記載例①参照して下さい。

なお、増加資産・全資産用（第26号様式別表1）及び、減少資産用（第26号様式別表2）については変更はありません。

個人番号・法人番号(マイナンバー)の記載と確認書類について

1 マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載場所について

申告の手引き「記載例①」をご参照いただき、個人の方は12桁の個人番号を、法人にあつては13桁の法人番号を、所定の記載欄に右詰めで記載してください。

2 個人番号記載にともなう本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく際、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を実施させていただきます。窓口での申告の際は、以下の（1）又は（2）の資料の提示をお願いします。また、郵送での申告の際は、（1）又は（2）の資料の写し（コピー）を申告書に添付の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

なお、eL TAX（電子申告）による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書をご提出いただく際も、本人確認資料の添付は不要です。

（1）本人が申告書を提出する場合（それぞれ1種類ずつ）

	番号確認資料	身元確認資料
窓口 ・ 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（裏面） ・通知カード ・住民票（個人番号付）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（表面） ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・保険証 等 （顔写真のない資料については2種類以上）

※ 本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

（2）代理人が申告書を提出する場合（それぞれ1種類ずつ）

	本人の番号確認資料	代理人の身元確認資料	代理権確認資料
窓口 ・ 郵送	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の個人番号カード（裏面） ・本人の通知カード ・本人の住民票（個人番号付）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・代理人の個人番号カード（表面） ・代理人の運転免許証 ・代理人の旅券（パスポート）等 	<ul style="list-style-type: none"> ・税務代理権限証書 ・委任状 ・本人に対して^{ひとつ}一に限り発行された書類 等

※ 本人に対して^{ひとつ}一に限り発行された書類・・・保険証、市から送付した償却資産申告書 等

3 その他

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。制度の主旨をご理解いただき、マイナンバーの記載にご協力ください。

なお、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理しますが、その場合はあらためて確認調査を行うことがありますので、マイナンバーの記載と確認資料の提出にご協力をお願いします。

また、郵送で提出し、控えの返送を希望される場合、個人番号をマスキング（不可視化）した状態で返送させていただきますのでご了承ください。

※ 個人番号・法人番号とは・・・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）第2条に規定する個人番号及び法人番号を指します。

償却資産申告書等の発送について

平成29年度以降の、償却資産のご申告にて、該当する資産がない旨を申告された場合につきましては、次年度以降、償却資産申告書等の発送を行わないことと致します。

(事業の用に供している資産を所有している方は、申告の義務がございます。また、調査等により償却資産の所有が判明した場合には、資産の取得年次に応じて、最大5年間遡及します。下記、「地方税法」をご参照ください。)

つきましては、今後、該当する償却資産がない旨を申告されていた方が、新たに償却資産を取得された場合は、下記、松原市ホームページより申告書をダウンロードし、申告期限までにご申告くださいますようお願い申し上げます。(インターネット環境の整っていない方等、従来通り申告書等の送付をご希望の場合は、申告書をお送り致しますので、下記、お問い合わせ先までご連絡下さい。)

○地方税法より一部抜粋

(固定資産の申告)

第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者(第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。)は、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価格、耐用年数、見積価格その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

(固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪)

第三百八十五条 前三条<固定資産の申告>の規定によつて申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者(第三百四十三条第八項及び第九項の場合にあつては、これらの規定によつて所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。)が第三百八十三条又は第三百八十四条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

お問い合わせ

松原市 総務部

課税課 固定資産税係

T E L : 072-334-1550

(内線 2210)

松原市ホームページ

<http://www.city.matsubara.osaka.jp/>